

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第五部 労働・社会政策

II 賃金政策

3 八七年度人事院の勧告

人事院は、八月六日、国会と内閣にたいして、国家公務員の給与について八七年四月にさかのぼり一・四七%の増額改定をすること、また、週休二日制について四週六体制をすみやかに実施することの二つの勧告を行った。

給与勧告一・四七%、三九八五円

給与勧告は、官民給与の格差が三九八五円(一・四七%)であるとして、同額の引き上げ改定を行うよう求めている。官民格差は、企業規模一〇〇人以上、事業所規模五〇人以上の全国約四万の民間事業所のうちから約七七〇〇カ所を抽出して、八七年四月分の給与月額を調査し、「職務の種類別に、責任の度合、学歴、年齢等が同等であると認められる者同士の給与を対比させ精密に比較」(人事院「給与に関する報告と勧告」)して算出されたものである。改定額の配分は、俸給三四一四円(一・二六%)、諸手当三七四円(〇・一四%)、はねかえり分一九七円(〇・〇七%)となっている。

改正内容の特色は、第一に、八七春闘が過去最低の賃上げであったことを反映して、人事院勧告率も一・四七%という最も低い水準であること、第二に、俸給表の改定は、民間初任給の上昇傾向を配慮して、初任給に厚めの配分となっていること、第三に、諸手当の改善は、民間での支給状況などを考慮し、通勤手当と住居手当にしぼって行われていること、などがあげられる。改定内容の骨子は、次のとおりである。

【給与勧告の改定内容の骨子】

1 俸給表

(1)初任給

大学卒(I種試験) 二万三六〇〇円(現行二万一六〇〇円)

大学卒(II種試験) 一万七九〇〇円(現行一万五九〇〇円)

高校卒(III種試験) 九万九五〇〇円(現行九万七八〇〇円)

(I種試験採用者については、来年度から初任給格付けを改める予定)

(2)配分傾向

初任給中心に配慮

(3)各俸給表の平均引き上げ率 一・四%~一・五%(公安職と若手研究員について配慮)

(4)指定職俸給表 一・五%(行政職の給与改定率に同じ)

2 手当

(1)通勤手当

ア 交通機関等利用者

全額支給限度額 二万円→二万一〇〇〇円(一〇〇〇円)

1/2加算限度額 四〇〇〇円→五〇〇〇円(一〇〇〇円)

イ 交通用具(自転車・自動車等)使用者

a 一般の場合

五km未満 二〇〇〇円(現行どおり)

五km~一〇km未満 二七〇〇円→三八〇〇円(一一〇〇円)

一〇km以上 三六〇〇円→五〇〇〇円(一四〇〇円)

b 通勤不便者の場合

一〇km～一五km未満 五五〇〇円→六〇〇〇円(五〇〇円)
一五km～二〇km未満 七五〇〇円→八一〇〇円(六〇〇円)
二〇km以上 九六〇〇円→一万四〇〇円(八〇〇円)

(2) 住居手当

ア 借家・借間居住者

基礎控除額 九〇〇〇円→一万一〇〇〇円(二〇〇〇円)

全額支給限度額 七五〇〇円→九五〇〇円(二〇〇〇円)

1/2加算限度額 七五〇〇円→八五〇〇円(一〇〇〇円)

なお、基礎控除額の改定に伴い所要の経過措置を講ずることとしている

イ 持家居住者—現行どおり

(3) 医師の初任給調整手当(支給月額の高限度)

ア 医(一)の医師 二三万五〇〇〇円→二三万九〇〇〇円(四〇〇〇円)

イ 医(一)以外の医師(医系教官等) 四万二五〇〇円→四万三五〇〇円(一〇〇〇円)

(4) 特別給 四・九月分(据え置き)

3 実施時期 一九八七年四月一日

(出典)人事院「給与勧告の骨子」(人事院管理局編『人事院月報』四四〇号、一九八七年九月)

人事院は、八七年度の給与勧告にともなう報告のなかで、「改善の必要性」の一項目をもうけ、勧告の正当性を強調する異例の見解を表明している。これは、八六年一〇月、当時の後藤田官房長官が、人事院は官民格差が五%以上となった場合のみ勧告が義務づけられ、五%未満なら勧告を行うかどうかは人事院の判断にゆだねられることを強調し、人勧制度の運用の検討を求めたこと、また、官民格差が五%未満の場合には勧告しなくともよいのではないかとする一部の議論にたいして、人事院の見解を示したものである。

このなかで人事院は、(1)勧告が労働基本権を制約されている代償措置として、唯一の給与改善機会であること、(2)低率であっても大部分の民間企業で賃金増額が行われていること、(3)官民格差は低率でも無視しえない額であること、を指摘し給与引き上げの必要性を強調している。

完全週休二日制をめざして「四週六休制」を勧告

人事院が最初に週休二日制の勧告を行ったのが、七九年であり、これにもとづいて八一年三月からいわゆる四週五休制が実施された。八六年の人事院勧告では、すでに週休二日制に関する提言が行われ、四週六休の試行も八六年十一月三〇日より開始されている。人事院は、このような経過と、民間事業所での週休二日制の普及状況、労働時間短縮へむけた社会的動向などをふまえ、給与勧告とは別に、週休二日制(四週六休制)をすみやかに実施することを勧告した。

「週休二日制に関する報告と勧告」の概要は、以下のとおりである。

勧告は、内需主導型の経済成長や国際協調が求められる状況のなかで、先進国としてふさわしい労働条件となるよう労働時間短縮・週休二日制の推進がはかられていること、各界の意見聴取の結果、国家公務員の週休二日制の積極的推進を求めるものが多数であることをまず指摘したうえで、民間企業と諸外国の国家公務員の週休制度・労働時間の現状を検討している。人事院の調査によれば、八七年四月時点で、民間事業所(企業規模一〇〇人以上で、かつ事業所規模五〇人以上)における週休二日制実施事業所は七七・一%、隔週または月二回以上の週休二日制実施事業所は六二・八%となっている。週所定労働時間は平均四二時間九分、週休二日制実施事業所平均では四一時間七分である。諸外国の国家公務員の週休制調査によれば、完全週休二日制を実施している国が三カ国にのぼっており、週所定勤務時間は、四〇カ国平均で三八時間二九分である。

また、すでに行われている国家公務員の四週六休制の試行状況として、次のように報告されている。国立病院・療養所等の職員約八万二〇〇〇人を除く全職員の約八九%が試行に参加しており、

公務運営、国民生活等に特段の支障を及ぼすことなくおおむね順調に実施されている。職員の疲労回復、ストレスの解消、勤労意欲の向上等の効果も認められる。

以上のことを考慮し、人事院は、四週六休制を本格的に実施すべきとしている。実施されれば、国家公務員の週所定勤務時間(平均)は、四二時間に短縮されることになる。勧告部分の全文は、次のとおりである。

【週休二日制についての勧告】

次のように四週六休体制を実施するため、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二五年法律第九五号)を改正することを勧告する。

一 毎四週間につき各庁の長が職員ごとに指定する二の土曜日(交替制勤務職員等にあつては、四時間の勤務時間が割り振られている日)の勤務時間は、当分の間、勤務を要しない時間とすること。なお、新規採用職員等の勤務を要しない時間の指定は、別に人事院規則で定めるところによるものとする。

二 職務の特殊性又は官庁の特殊の必要により、一により難い職員については、各庁の長は、別に勤務を要しない時間を指定することができるものとする。

三 勤務一時間当たりの給与額は、一又は二による短縮の勤務時間に基づき算出するものとする。

この改定は、速やかに実施することとされたい。

(出典)人事院「週休二日制に関する報告と勧告」(『人事院月報』第四四〇号)

さらに勧告では、土曜閉庁問題と今後の方向にも言及し、人事院としての週休二日制完全実施への立場を明確にしている。その概要は、次のとおりである。

土曜日閉庁は、基本的には行政サービスのあり方の問題であるが、全職員一斉休日とする方式が望ましく、関係諸機関との連携のもとに、その検討を早急に進めるよう要請する。四週六休は、完全週休二日制へ向かう経過形態であり、完全週休二日制を目標に具体的課題として取り組む必要がある。そのために、公務能率の向上等計画的な条件整備を進め、国民の理解を得る努力が必要である。さらに、年間総実勤務時間の短縮の観点からは、超過勤務の縮減、年次休暇の使用促進も重要である。

政府、勧告実施、土曜閉庁は検討課題

政府は、一二月一日に開いた閣議において、八七年度人事院勧告にもとづいて、国家公務員の給与を、勧告どおり四月にさかのぼり平均一・四七%引き上げ、また、八八年四月をめぐりに四週六休制度を実施するための給与関係改正法案を決定した。この法案は、ただちに国会に提出され可決されることになった。

こうして、八七年度の人事院勧告は、給与勧告については前年にひきつづき完全実施された。また、週休二日制(四週六休)勧告も実施されることになったが、人事院が提起した土曜閉庁問題については、時期尚早との判断で検討課題とされた。

なお、総務庁は、土曜閉庁に関する基本方針を明らかにしている(八七年一二月七日)。それによれば、官公庁を、(1)性格上、土曜日に閉庁することが不可能または不適當な部門、(2)民間との斉合性から当面閉庁の対象としない方向で検討する部門、(3)当面、閉庁の対象として検討する部門、の三つに分類し、当面の対象部門については、八八年度中の実施をめざすとしている。この基本方針で示された三分類は、以下のとおりである。

【土曜閉庁に関する総務庁の基本方針】

・性格上、土曜日に閉庁することができない、あるいは適当でない部門—刑務所の保安部門、病院の病棟部門、航空管制官署、海上保安庁の海上保安部、気象庁の測候所、博物館、美術館、国立青年の家、国立少年自然の家

・当面閉庁の対象とはしない方向で検討するもの—国立大学、同付属小・中・高等学校、国立病院の外来部門、郵便局

・当面、閉庁の対象として検討しているもの—研究所、試験所、職員の研修所、地方法務局、税務署、陸運支局、公共職業安定所、財務局、地方農政局、通産局、税関、入国管理局、検疫所、植物防疫所、動物防疫所

【参考資料】(1)『賃金通信』、(2)『労働基準』、(3)『賃金実務』、(4)『労働基準広報』、(5)『人事院月報』、(6)『人事行政』、(7)『労働時報』

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
